

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について

白井市では、「中小企業等経営強化法」に基づき、市内中小企業等が設備投資を通じて、労働生産性の向上を図ることができるよう、「導入促進基本計画」を策定し、国（経済産業省関東経済産業局長）のからの同意を得ています。

市内中小企業等において、一定の要件を満たす設備に係る「先端設備等導入計画」を策定し、市に申請することで、市から計画の認定を受けることができます。市の認定期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

1 制度の概要

(1) 「先端設備等導入計画」の認定に伴う支援措置

- ・生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援（地方税法に基づき課税標準を3年間、1/2に軽減。さらに、賃上げ方針を従業員に表明した場合は、最長5年間、1/3に軽減）
- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）

(2) 認定を受けられる中小企業等の規模

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令 指定 業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業 又は情報処理サ ービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万千以下	200人以下

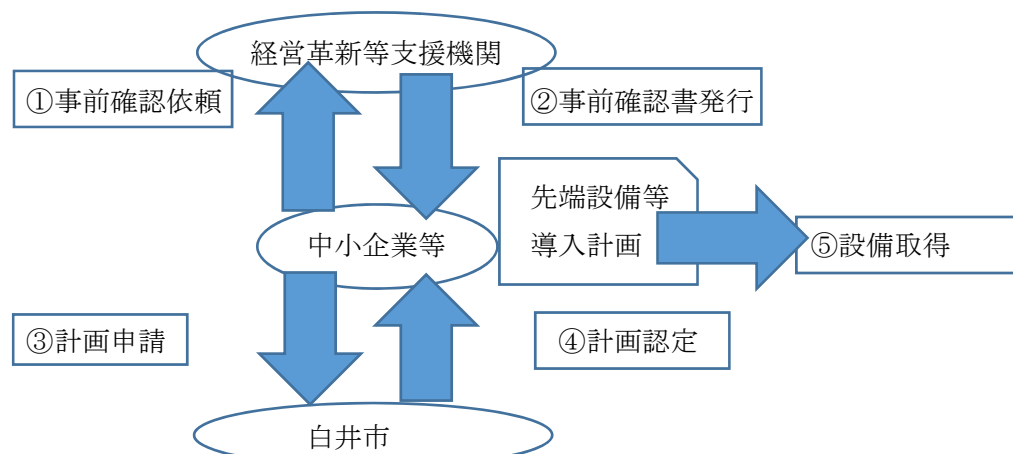
※固定資産税軽減特例を受けることができる対象とは異なります。

(3) 先端設備等導入計画の内容

中小企業等が、導入促進基本計画の計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、市の策定する「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けることができます。

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比（直近の事業年度末）で労働生産性が年平均3%以上向上すること ○労働生産性 _____（営業利益＋人件費＋減価償却費） 労働投入額（労働者又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針及び市の導入促進基本計画に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会、金融機関、会計事務所等）において事前確認を行った計画であること

(4) 先端設備等導入計画認定までの流れ



【注意】 先端設備等については、「先端設備導入計画」の認定後に購入するものとします。

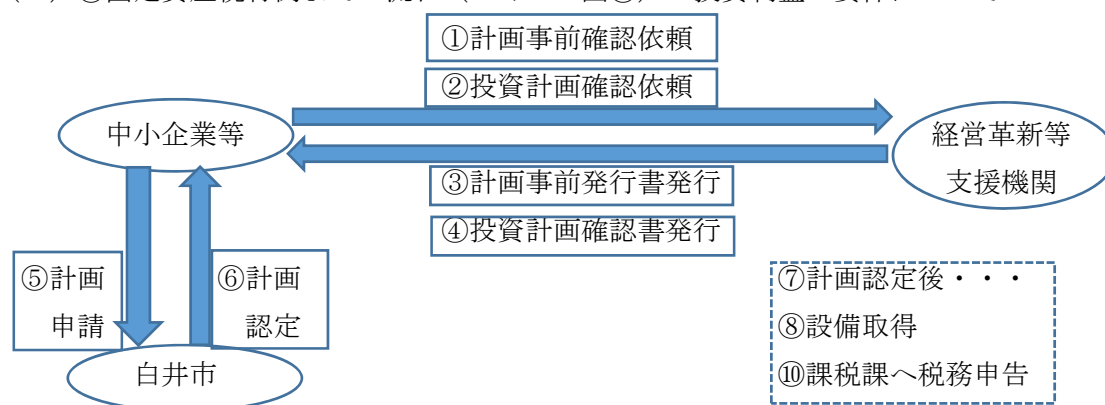
(5)固定資産税特例について

地方税法に基づき、以下の要件を満たして「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、固定資産税（償却資産）の特例を受けることができます。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入基本計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ・機械装置（160万円以上） ・測定工具及び検査工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物附属設備（家屋一体で効用を果たすものを除く）（60万円以上）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと 白井市の「導入促進基本計画」に適合すること
特例措置	固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減 さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。 ・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

※先端設備導入計画の認定を受けられる中小企業の対象とは異なります。

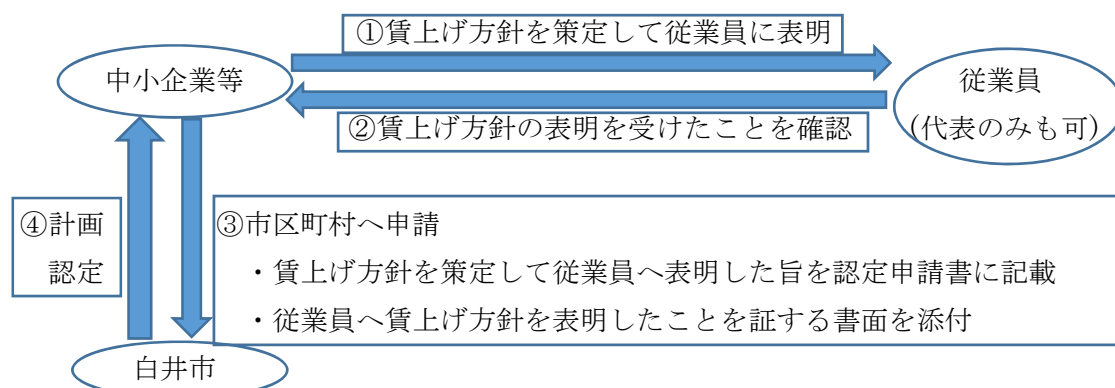
(6) ①固定資産税特例までの流れ（スキーム図①）～投資利益の要件について～



※認定経営革新等支援機関の確認内容

- ・先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれるかについて確認
- ・年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれるかを確認

②固定資産税特例までの流れ（スキーム図②）～賃上げ方針の表明について～
 →賃上げ方針を表明し、1/3に軽減される措置を受けたい場合



【注意】賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。
 変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。

※課税課への申告必要内容・書類

先端設備等導入計画認定後、送付を受けた認定書と申請書の写しが一体になった書類全ページの写しを償却資産申告書と合わせて、設備を取得した翌年の1月31日までに提出してください。

要件により提出書類が異なり、また今後提出書類の追加もしくは変更が生じる場合がありますので担当までお問い合わせください。

2 白井市が策定した「導入促進基本計画」について

- ・導入促進基本計画は市のホームページにて掲載中です。

【概要】

労働生産性に関する目標：年平均3%以上向上すること

先端設備等の種類：中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て

※ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用拡大等の観点から、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

対象地域：白井市内全域

対象業種・事業：全業種・幅広い事業

先端設備等導入計画の計画期間：3年間、4年間、5年間

配慮すべき事項：市税が不申告（ただし、申告義務がない者を除く）である者、市税を滞納している者、先端設備等を設置する事業所等が都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項及び同法第3章の規定に適合する建築物でない者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

3 市内中小企業等が策定する「先端設備等導入計画」の認定について

(1) 申請に必要な書類

①先端設備等導入計画に係る認定申請書

②先端設備等導入計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関確認書）

③認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書

※導入した先端設備等に係る固定資産税を軽減する措置を受けたい場合

④従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※導入した先端設備等に係る固定資産税をさらに軽減する措置を受けたい場合

⑤直近の市税納税証明書

⑥履歴事項全部証明書

⑦誓約書（市独自様式です。市HPをご確認ください。）

⑧先端設備等を設置する事業所等の確認済証もしくは検査済証の写し（なければ建築台帳記載証明書）

※上記書類の他、市で必要とされる書類を求める場合があります。

※申請書の様式等は中小企業庁HP「先端設備等導入制度による支援」内にあります。

(2) 申請期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日

4 その他

上記で書かれていない不明な点につきましては市のホームページ又は中小企業庁のホームページ（「中小企業庁 先端設備等導入」で検索）をご確認ください。

問い合わせ：

白井市 産業振興課 商工振興係

TEL : 047-492-1111 FAX : 047-491-3554
Email : syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp